

つがる市総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つがる市条件付き一般競争入札実施要領（平成20年9月1日告示第71号）に基づく入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が当市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、同要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事は、条件付き一般競争入札に付するもののうち、設計金額が5億円以上の建設工事で、つがる市入札条件審議委員会（つがる市建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成17年2月11日訓令第61号）第6条に規定するつがる市指名審査会をいう。以下「審議委員会」という。）の審議の結果、入札価格のほか企業の施工力等を総合的に評価することが適当と認められるものとする。

(落札者の決定基準の決定)

第3条 市長は、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）として、評価項目及び評価基準その他必要な事項を定めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、併せて意見を聴くものとする。

(総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、次の各号に掲げる場合に応じた算式により算定された評価値をもって行うものとする。

- (1) 入札価格がつがる市低入札価格調査制度実施要綱（令和2年9月1日告示第116号。以下「要綱」という。）第4条に定める価格（以下「調査基準価格」という。）

以上の場合

評価値＝配点×（1－入札価格／予定価格）＋評価点（価格以外の評価項目の得点の合計をいう。次号において同じ。）

(2) 入札価格が調査基準価格未満の場合

評価値＝配点×{（1－調査基準価格／予定価格）＋0.5×（調査基準価格－入札価格）/予定価格}＋評価点

(入札の公告)

第6条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、政令第167条の6第1項の規定による公告において、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式であること。
- (2) 評価項目及び評価基準
- (3) その他必要と認める事項

(落札者の決定)

第7条 市長は、開札後、落札者の決定を一時保留し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、評価値の最も高い者（要綱の規定により失格又は失格とみなされた者を除く。以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行ったうえで落札者を決定するものとする。

- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資格審査において資格を有すると認められた者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、落札を保留し、要綱第13条の規定に基づき、落札者の決定を行う。
- 4 落札者決定の際に改めて学識経験者の意見聴取が必要とされた場合は、落札者の決定に関し意見を聴取するものとする。

(入札結果の公表)

第8条 市長は、総合評価落札方式の入札結果について、落札決定後速やかに公表するものとする。

(契約の解除)

第9条 総合評価落札方式に関して提出した資料に虚偽記載があった場合には、契約の解除及び入札参加停止措置を講じることができるものとする。

(秘密の保持)

第10条 総合評価落札方式に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(苦情申立て)

第11条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において、当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。